

『新しい総合事業』 事業所説明会における質問事項に対する回答

定款・運営規程関係

1	質問	<p>運営規程等の変更について 運営規程の変更については理解したので準備を進めるが、変更届を県に提出後福島市に提出する期限が更新時、平成30年3月31日までとあるが、なぜか。</p>
	回答	<p>総合事業に関する運営規程の変更届については、総合事業移行後（平成28年3月1日）、市の指定になりますので、市長寿福祉課にて手続きしていただくことになります。 しかし、平成27年3月31日までに県の指定を受けている事業所については、平成27年4月1日付けで市の指定があったものとみなされていることに鑑み、事業所の事務処理軽減のため、次回指定更新時（平成30年3月31日）に併せて提出をお願いしているところです。 ただし、役員変更などのその他の変更があった時は、併せてご提出をお願いするものです。 また、みなし指定にならない事業所については、指定申請書提出時に併せて提出をお願いしております。 なお、介護予防事業についての変更届等については、引き続き県での手続きになります。</p>
2	質問	<p>第2回の説明会で対象者は現在の有効期限が切れてから総合事業への移行とのことだが、最長で来年の2月末まで介護予防給付が残るということになると思うが、間違いはないか。 運営規程については昨年末の説明会の中で示された読み替え規程を参考に作成しているが運営規程上介護予防給付に関する文言は残さなければならないのか。 残すのであれば来年3月に新たに介護予防給付についての文言を修正した運営規程の変更が必要になるがいかがか。</p>
	回答	<p>本市の被保険者については、現在の認定有効期限が切れるタイミングで、総合事業の対象者へと随時移行し、平成29年2月末までには介護予防給付から総合事業へ切り替わると考えております。 ただし、他市町村の被保険者の利用者がおり、保険者が総合事業に移行していない場合は、介護予防給付が残るものと考えております。 事業所毎に被保険者が介護予防給付か総合事業かによって、運営規程の文言の整理をお願いします。 総合事業については、全国の市町村で平成29年4月1日までに移行することとなっておりますので、少なくとも平成30年3月31日までは介護予防給付が残ることとなります。</p>

みなし指定関係

3	質問	<p>事業所の指定について 今回「みなし指定」とのことだが、今後の指定、変更については今まで通り県への手続きで間違いはないか。</p>
	回答	<p>みなし指定の事業所について 総合事業に関する変更届等については、総合事業移行後（平成28年3月1日）、市の指定になりますので、市長寿福祉課にて手続きをお願いします。 なお、介護予防事業についての変更届等については、引き続き県での手続きになります。</p>

加算追加取得関係

4	質問	<p>新たな加算の取得について 来年度より運動器機能向上加算を取得予定だが、この場合4月時点で変更届を県に提出予定だが、それ以外の手続きは必要か。</p>
	回答	<p>介護予防事業と総合事業において、運動器機能向上加算を追加で取得する場合は、県と市へそれぞれに平成28年3月15日（算定する月の前月15日）までに変更届の提出が必要になります。</p>

契約関係

5	質問	<p>事業所として今のところやらなければいけないことは4月1日までの契約書の取り交わしでいいか？ サービスは今まで通りの内容で行っていいということでもいいか？</p>
	回答	<p>契約については、現在は介護予防についての契約内容なので、その部分を新しい総合事業へ読み替え、対象者へ説明いただき、理解を得た上でサービス提供してもらうようになる。移行時期が3月1日なのでそれ以降に総合事業へ切り替わる対象者の方について対応してもらうようになる。 サービスについては内容・条件等現行同様で移行するようになるので、今まで通りのサービス提供をお願いします。</p>

『新しい総合事業』 事業所説明会における質問事項に対する回答

6	質問	契約書の取り交わし時期について、新しい総合事業へ移行する3/1までに更新する必要があるのか？
	回答	対象者が認定更新のタイミングで予防給付から新しい総合事業へ切り替わるため、そのタイミングで契約内容の変更を説明し、納得いただいてサービスの提供につなげるようになる。
7	質問	第2回説明会配布資料別紙3の中で 「契約については、現在は介護予防についての契約内容なので、その部分を新しい総合事業に読み替え、対象者へ説明いただき、理解を得た上で」とあるが、解釈として現行のサービスを受けている方へは総合事業への変更がある旨を説明し、理解していただければ新たな契約の取り交わしは必要ないように読み取れるが間違いはないか。
	回答	介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を利用中の方、新規の利用者ともに、各利用者の新しい総合事業の移行（開始）のタイミングに合わせて、新たに、総合事業について、利用者への説明等をしたうえで、同意を得ることが必要となります。 なお、利用者同意に係る契約書の作成については介護予防サービスの取り扱いと同様とする予定です。

請求関係

8	質問	説明会資料の中で、（P9）『請求書様式やサービスコードは変更になる予定』とあります。現在当事業所では、市販の介護用ソフトを使用していますが、そのままでは使えなくなるのでしょうか。（サービスコードが組み込まれていますので）
	回答	新しい請求書様式及びサービスコードへの対応の状況については、貴事業所で使用されているソフトの販売会社にご確認ください。 なお、総合事業の開始までに対応ができない場合、紙による請求が可能であることは国民健康保険団体連合会に確認済みです。
9	質問	介護予防通所介護相当サービスのコードについて 前回の説明会の際、現行通りの現状維持で料金等も同じ価格で、と説明を受けていたと思うが、本日の説明のなかで、通所のコードについては、回数コードでの請求だと口頭で説明がされた。 回数コードだと、それぞれのコードで最大の回数で計算しても現行よりも少ない単位数になるがそちらについての明確な説明がなされていない。 文書での明確な通知と詳しい説明を求める。
	回答	現行の介護予防通所介護では要支援1と要支援2で区分されているため、事業対象者が通所型サービスを利用する場合には、週1回程度の利用を現行の要支援1の区分、週2回程度の利用を現行の要支援2の区分とします。 なお、説明会において配付した福島県国民健康保険団体連合会資料P. 3右側のサービスコード表にある算定単位の欄に新たに追加されている「1回につき」のコードは使用しません。ただし、以前からある「1日につき」のコードは日割り請求の対象事由に該当する場合に使用します。 また、「単位数・サービスコード表」につきましては、福島市版を配付していますので、そちらを活用ください。
10	質問	通所のコードについて 総合事業の方については回数コードとのことで説明を受けましたが、基本チェックリストでデイサービスをご利用になる方がケアハウスなどの同一建物にお住いの場合、月に一度しか利用されなかった場合、1回数の請求に対し同一建物減算が適用され2単位での利用になってしまいますが、このような場合の対応を教えてください。
	回答	本市においては、国保連から配布された資料中の通所型サービス1回数・2回数のサービス区分は使用いたしませんので、福島市配布のサービスコード表（平成28年2月10日『新しい総合事業』の請求に関する説明会 資料No.2）を参照してください。 なお、同一建物減算については、当該サービスコード表記載のとおり月あたりの減算となります。

『新しい総合事業』事業所説明会における質問事項に対する回答

被保険者証関係

11	質問	第2回説明会資料P8「サービス利用の流れ」にチェックリストを実施し、項目に該当すればサービスが受けられるという説明だったが、表中⑤名簿登録・被保険者証発行とあるのは介護保険証と別のものが発行されるのか？チェックリストだけで利用される方の証書があるのか？
	回答	介護保険の被保険者証になる。基本チェックリストを実施し、その場で該当になるかどうか判定され、事業対象者になるかどうか分かる。 介護予防ケアマネジメントの依頼書を市で受け取った段階で被保険者証を発行する。「事業対象者」と印字され、「基本チェックリストの実施日」と「担当包括名」が記載された被保険者証を本人に渡す流れとなる。
12	質問	介護保険証と同じものに、今まで「要支援」とか「要介護」と記載されていた欄に「事業対象者」等の記載がされるという認識でよいか？
	回答	お見込のとおりです。

多様なサービス関係

13	質問	「新しい総合事業」移行に伴う市民へのメリットから 「1 基本チェックリストにより、要介護認定を受けることなく、その方の状態や希望に合わせた自立に向けたサービスを受ける事が出来ること。」 状態や希望に合わせた自立に向けたサービスとはどんなサービスなのか具体的に教えてほしい。
	回答	現在のところ現行相当サービス（デイサービスとホームヘルプ）のみの移行となります。 多様なサービスにつきましては、『新しい総合事業』へ移行した後、市民のニーズを把握し、整備していく予定です。
14	質問	「新しい総合事業」移行に伴う市民へのメリットから 「3 軽度な生活支援・家事支援サービスが介護保険サービスとして利用できる。」 訪問介護ヘルパーの専門性は軽度な生活支援・家事支援サービスと市は考えているのか。
	回答	ここで申し上げた『軽度な生活支援・家事援助サービス』と言うのは、ヘルパーさんが行っているホームヘルプサービスではありません。現在保険対象のサービスではない「ごみ出し」や「掃除、洗濯などを提供するサービスを指しております。 ヘルパーさんに、より専門的な業務に専念いただくため、ヘルパーさんでなくても出来る軽度な生活支援・家事援助（ごみ出し等）について、福島市で基準を定めることにより、福島市の『新しい総合事業』によるサービスとして提供出来るようになります。

広報関係

15	質問	市民への通知について 福島市では平成28年3月から総合事業が開始になるが、市民の方へ、制度の通知、概要説明などはいつ行われるか。 現時点（1/26）で通知がなされていないように思うが、どのように対応される予定か教えていただきたい。
	回答	市民の皆様へは市政だより3月号でお知らせいたします。 また、介護認定更新をお知らせする通知（ハガキ）に総合事業へ移行する通知文を記載いたします。（3月発送分より対応予定） 福島市の『新しい総合事業』への移行は、現行の介護予防通所介護・介護予防訪問介護を相当サービスとして移行し、多様なサービスは移行後に整えていくため、利用者の方々にとっては移行後も何も変わりませんので、あえて混乱を招かないためにも大々的に制度が変わるというようなお知らせはいたしません。 多様なサービスが整って、全市的に利用できる状態になるようであれば、広く市民の皆様へお知らせするようになると考えております。

事業対象者関係

16	質問	事業対象者（チェックリスト該当者）のメリット・デメリットについて
	回答	介護認定を経ないので手続きが簡易である。サービス自体に差はない。 例えば要支援の方で通所介護だけを使っている場合、要支援認定は受けているが介護予防ケアマネジメントは総合事業の介護予防ケアマネジメントの流れになる。 認定審査よりは速やかにサービスに結びつく。

『新しい総合事業』 事業所説明会における質問事項に対する回答

要支援認定関係

17	質問	今までの要支援1、2という認定も残っているということでしょうか？
	回答	要支援者は現在受けている認定が切れるまでは予防給付のままで、認定期間が切れる段階で総合事業に切り替わる。そのタイミングで認定申請かチェックリストの実施でサービスを受ける（事業対象者）かどちらかになる。 総合事業の説明をして、同意された方は基本チェックリスト該当者（事業対象者）に切り替わり、被保険者証には「事業対象者」と記載される。 対象者が今後も要支援1、2の認定を受けたい場合は要支援認定申請になる。 被保険者証に「要支援1、2」と「事業対象者」の両方は印字されない。

介護予防ケアマネジメント関係

18	質問	地域包括がケアマネジメントするがケアマネジメント力、アセスメント力にかなりバラツキがある。 「掃除が大変なんでしょ。ヘルパーさんにやってもらいな。ここも出来ないんでしょ。」という包括職員が多数。 「掃除が大変になったの、どこが出来なくなったの。でもここは出来ますよね。じゃ大変になってきたところをどうやったらいいのかヘルパーさんと一緒に考えながらやってみましょう。」という包括職員は少数。こういった現状である。 要支援1・2 + 基本チェックリストからの利用者 今以上にケアマネジメント力、アセスメント力が求められると思うがどのように考えているのか。
	回答	ご指摘の通り「自立支援の考え方」の統一及び、介護予防ケアマネジメントについてのスキルアップが必要と考えております。この研修会につきましてはH28年4月以降に開催いたします。

規模別算定関係

19	質問	介護予防通所介護について 現在介護予防通所介護につきましては規模別算定の内訳に入っていますが、総合事業に移行した方々は同じように算定に含まれるのかを確認したい。
	回答	事業所規模による区分については、前年度の1月あたりの平均利用延人員数により算定すべき通所介護費が区分されているところですが、平均利用延人員数の計算に当たっては、指定通所介護事業所に係る指定介護予防通所介護事業者もしくは第一号通所事業の指定のいずれか又はその双方の指定を併せて受け、一体的に事業を実施している場合は、指定介護予防通所介護事業所及び第一号通所事業における前年度の1月あたりの平均利用延人員数を含むこととされています。 （『指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について』（平成12年3月1日老企第36号）参照）

『新しい総合事業』 移行後の取扱い等について

20	質問	現在、要支援の方々の計画書が細かくなっており、1か月ごとに評価するようになっている。移行後も変わりはないのか？できるだけ簡単にしてほしい。提出書類上で簡略化できるものがあれば。 ※現在は毎月評価書作成、3ヶ月毎に体力測定を実施し包括へ報告している。様式は任意（必須項目あり）。この事務が負担になっているため軽減出来ないか。
	回答	提出書類については検討中。 市で簡略化できる部分があれば検討するが、必須事項については簡略できない。
21	質問	今後の受け入れに関し、基本チェックリストは地域包括支援センターですぐに実施してもらえるのか？
	回答	サービスにつなげるまでのケアマネジメントの流れについては第2回以降の説明会で説明できるよう準備している。

『新しい総合事業』 事業所説明会における質問事項に対する回答

	質問	訪問介護予防相当サービス計画書を作成しなくてはいけないのか？ 介護保険の理念にそった自立支援の計画を作成しなければならないのか？
22	回答	現段階では、国の基準による訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）のみの実施を予定しているため、訪問介護事業所におかれては、従来同様、介護予防訪問介護計画を作成していただくこととなります。 なお、多様なサービスを実施するようになった場合のサービス計画の取扱いについては、今後お示しする予定です。
	質問	対象者の移行時期について 総合事業の対象者の移行の時期については現在の認定の有効期限までは介護予防給付、更新した後からは総合事業への変更と説明があったように思うが、たとえば4月時点で有効期限が残っている要支援者が通所のサービスの新規利用者として利用する際は介護予防給付、総合事業どちらのサービスに該当になるのか。詳しい説明を求めます。
23	回答	平成28年2月29日時点で要支援認定を有していた要支援者は、その認定の有効期間満了までは予防給付となります。認定有効期間中に新たにサービス利用を開始した場合でも、予防給付となります。

『新しい総合事業』 への早期移行関係

	質問	当初、福島市は平成29年4月の移行ということで、我々もそのつもりでいた。上限額の10%特例措置は理解できるが、移行時期が平成28年3月になった理由について。
24	回答	<ul style="list-style-type: none"> ●当初考えていた多様なサービスの充実、2025年に向け新しい総合事業が成熟した状態であり、誤解していた部分があった。少なくとも現行のサービスが1つでも利用できれば新しい総合事業へ移行が可能であるため早期に移行した方が10%の特例措置で将来的に有利である。上限額が低いと使えるサービスが制限される可能性もあり、高い状態で維持しておきたい。 ●現行のサービスをそのまま使えるため市民サービスが低下しない。 ●早期に多様なサービスの充実がはかれる。 ●皆さんからご意見をいただき、随時修正しながら進めていくようになるため、今後ともご協力をお願いします。